

5月17日

# 議長に菅原氏、副議長は日景氏



5月17日に臨時市議会が招集され、昭和52年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算案をはじめ專決処分案など4件をそれぞれ原案どおり可決または承認、また、12月及び3月定例市議会の提出案件で閉会中継続審議とされていた市民保養所清風荘の無償譲渡と矢立診療所の廃止についても可決されました。

さらに、この臨時市議会には議会人事案件も上程され市議会議長に菅原一雄氏が、副議長には日景助次氏、監査委員（議会選出）には佐藤一氏がそれぞれ選任されたほか、各常任委員会委員及び特別委員会委員の構成も次のように行われました。

## ◆ 常任委員会

○委員長 ○副委員長

○安達 友一 ○西村 久平  
黒田 常人 大坂谷征志  
畠山 勝蔵 鳥湯 哲治  
湯瀬 勝衛 石田徳太郎  
虹川 景一

○成田 耕三 ○佐々木丈雄  
田中 国司 遠藤 德一  
佐々木正治 成田 耕三  
日景 助次

○伊藤 広清 ○伊藤 武吉  
成田松太郎 貝森 哲男  
佐藤 一男 戸田 竹雄  
菅原 勇治 鳥湯与四左衛門  
石田 寛

○伊藤 悅二 ○上村 清  
石垣 輝光 斎藤 芳二  
桜庭 末吉 若松 清一  
芳賀 忠行 柳館 邦男

## ◆ 特別委員会

○柳原 邦男 ○若松 清一

田中 国司 桜庭 末吉  
石垣 輝光 芳賀 忠行  
畠山 勝蔵 松崎 重蔵  
貝森 哲男 戸田 竹雄  
湯瀬 勝衛 上村 清  
西村 久平

○菅原 勇治 ○鳥湯 哲治  
成田松太郎 斎藤 芳二

鳥湯与四左衛門 佐々木丈雄  
佐藤 一男 黒田 常人  
伊藤 悅二 大坂谷征志  
遠藤 德一 佐々木正治  
石田 寛

○松崎 重蔵  
畠山 広清 安達 友一  
菅原 勇治 伊藤 武吉  
成田 耕三 畠山 勝蔵  
鳥湯与四左衛門

## ◆ 清風荘を無償譲渡

雪沢にある市民保養所清風荘は、昭和47年に設置以来、大館地区牧野農協に

# 二井田新橋が完成

二井田の上阿久津地内に昭和48年から4カ年計画で建設中の「二井田新橋」がこのほど完成しました。

この橋は、池内地区から米代川の二井田大橋を渡つて直線で二井田地区へ入る手前の才川に架けられたもので、全長が104.4メートル、幅5.5メートルの永久橋です。工事費は国からの補助金が5,570万1,000円、県から補助金654万5,000円、それに市費が3,915万7,000円の合計1億1,140万3,000円で花岡土建と福島県の矢田工業の施工によるものです。

いままで、この橋より400メートル上游にある川原橋を利用しており、橋の幅が2.5メートルと狭いため、対行車両の交差が出来ず、ラッシュ時には非常に混雑するなどの不便を感じています。

運営を委託してきましたが、同施設のより一層の充実を図るとともに、効果的管理運営を行うため、無償譲渡されたいとの組合からの申請に基づいて、今臨時市議会の可決のもと無償譲渡することに決定しました。

## ◆ 矢立診療所を廃止

昭和28年設置以来24年になる矢立診療所の施設及び設備は、近年における医療技術の高度化に対応しえず、また、医師不足の折、市立病院からの医師派遣が非常に困難なことなどを理由に6月1日から、同診療所を廃止することに決まりました。

## 体育指導委員を委嘱

大館市教育委員会では、市民の健康増進と競技力向上をはかるため市内のの方々を大館市体育指導委員に委嘱しました。職場やグループなどの体育指導にも応じます。市民体育館（42-0310）で申込みを受けしております。（敬称略）

谷川原勝弥	秋山 康紀
田中 厚	渡辺 直衛
米倉 義昭	細田 見作
山田 ミチ	三ツ倉恒夫
小笠原正彦	小畑 充
福田 博	松村 春雄
鎌田 英夫	松岡 雄市
斎藤 敏雄	布谷 良二
小林孝四郎	小林 孝志
渡辺 貞子	浅野 福造
小畑敬三郎	岩沢 敬美
豊沢 静雄	船木 和子
佐藤 文彦	

また、大館市スポーツ振興審議会委員は次の方々です。

三浦 保秀	山田 ミチ
乳井 栄治	栗盛 章介
小野 清	奈良 駒吉
清水 直克	木村 昇平
山城 和雄	藤盛 勝雄

## 行政相談所を開設

次の日程で行政相談所を開設します。国、県、市の仕事についての困りごと納得のいかないこと、希望することなど何でも気軽にお申し出ください。

日時・6月10日（金）午前10時  
場所・中央公民館第1会議室



開通した二井田新橋

## 国保情報

No. 22

## 国民健康保険の異動届を忘れずに……



昭和36年4月に国民皆保険制度が実施されてから16年間を経過しました。

この制度は、職場健康保険に加入している方と、生活保護を受けている方を除くすべての人が加入することになっております。

このようなことから、国民健康保険に加入するとき、又はやめるときには、世帯主が必ず市役所へ届出しなければならないことになっております。この届出をしなければ余分な国民健康保険税を負担したり、医療費、その他の保険で給付を受けた分を返さなければならぬこともありますので、異動を生じた場合は早急に届出の手続きをして下さい。

また、医療機関で治療を受けている期間中にこのような異動があった場合は、新たに取得した保険証を治療を受けている医療機関の窓口に必ず提出してください。

届出事項		届出に必要なもの
国場保合に加入する	職場の健康保険をやめたとき 他の市町村から転入してきて、職場の健康保険にはいっていないとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、他に国保の加入者かいる場合は国保の保険証
国保をやめる場合	国保加入世帯で子どもが生まれたとき 生活保護をうけなくなったとき	印鑑、保険証、母子手帳（国保の加入者が出生したとき助産費4万円と育児手当を支給） 印鑑、保護廃止通知書
その他	職場の健康保険に加入したとき 他の市町村へ転出するとき 国保の加入者が死亡したとき 生活保護をうけたとき	印鑑、国保の保険証、職場の保険証 印鑑、保険証 印鑑、保険証（葬祭費1万円を支給） 印鑑、保険証、保護決定通知書
届出の場所	旧市内、秋内、長木、上川沿、下川沿、真中、二井田の各地区は市役所市民課、十二所地区は十二所出張所、花矢地区は花矢支所	